



第1 設問1 小問(1)

1 (1) 監査役(会社法(以下略)381条1項)Dは、385条1項によって、本件臨時株主総会(以下、総会1)の開催をやめるように求めることができるか。

385条1項の差止請求の相手方は、「取締役」であるところ、本件の差止の相手方は「取締役」ではない乙社である。

したがってDは385条1項を直接適用することはできない。**「強大な権限」というレトリックを使うことには違和感がある**
(2) そうだとしてもDは385条1項の類推適用によって、上記請求ができないか。

同条の趣旨は、当該会社において違法な行為がなされていないか監査する監査役が、強大な権限を有する取締役の違法行為を見つけた場合には、速やかにこれを是正し、会社や株主を保護することにある。すると、請求の相手方が取締役の地位に準ずる者といえる場合には、上記趣旨が妥当するので、385条1項を類推適用できると解する。

これを本件でみると、乙社は少数株主であり(297条1項)、裁判所の許可を得て総会1を招集した(297条4項)。すると乙は当該取締役に代わって総会の招集手続等を行うことになる(298条2項本文かっこ書き)。

「したがって」でつながっていない。
したがって、乙社は取締役の地位に準ずる者といえ、385条1項を類推適用できる。

ア 乙社は、総会1が取消原因に該当する瑕疵を帯びることのないように開催すべき善管注意義務を負うところ、仮に乙が上記義務に違反し又は違反するおそれがある場合に「著しい損害が生じるおそれがある」といえるか。

イ 著しい損害とは、一度会社に損害が生じると容易に回復できない程度の損害をいう。

本件でみると、本件総会1における本件決議1が可決されると、取締役3名、監査役3名が総入れ替えとなる。株式会社において、業務を執行して会社の発展を担うのは、かかる役員であるから、これら役員の総入れ替えは会社そのものの経営方針等をまったく異なるものとし、一度生じると容易に回復できない程度の損害が生じるおそれがある。

したがって、「著しい損害が生じるおそれがある」といえる。**ここの検討は不要**

2 Dの相談を受けた弁護士は上記のような内容を回答する。

第2 設問1 小問(2)

1 甲社「株主」Eは、乙社が乙社提案の各議案に賛成した甲社株主に対して1000円相当の商品券の送付した行為が、利益供与(120条1項)であるとして、「招集…手続…の法令…違反」(831条1項1号)にあたることを理由に株主総会決議取消しの訴えを提起することができるか。

2 令和3年11月15日は、本件決議が開催された令和3年10月20日から「3か月以内」(831条1項柱書前段)であり、提訴期間を満たす。

3 (1) 乙社による商品券の送付が利益供与にあたるとして「招集…手続…の法令…違反」が認められるか。120条は「株式会社」が株主等の権利行使に関して利益の供与を行うことを禁止するが、乙社は甲社の株主であり「株式会社」に該当しないから、120条を直接適用できない。

そこで、乙社の上記行為につき120条を類推適用できないか

(2) 120条の趣旨は、利益供与行為を禁止することで、会社の健全性を確保し、会社の財産の浪費を防止することにある。主目的は後者の会社財産の浪費の防止にある。そこで、株式会社は株主の権利行使に関して利益供与を行っている場合でなくとも、120条の上記の後者の趣旨が妥当する場合には同条を類推適用できると解する。
どのような場合に「趣旨が妥当するか」を検討して規定立をする必要がある

これを本件でみると、乙社が乙社提案の各議案のいずれにも賛成した甲社の株主全員に対して、一人あたり1000円相当の商品券を送付しているところ、これらの商品券の取得や送付に要した費用は、乙社が全て負担している。そのため、「株式会社」である甲社の財産への影響はない以上、会社財産の浪費防止という趣旨は妥当しない。

したがって、120条を類推適用できない。
反対の結論に導く事実についても検討する

よって、831条1項1号を理由とする取消訴訟は提起することはできない。

4 (1) 本件決議1にあたってDが招集通知(299条1項)に本件書面を同封している。

そして、本件書面には、本件各議題の議決権行使書面にすべて賛成した株主には1000円相当の商品券を贈呈する旨を記載している。
「不当な利益誘導」かどうかを先取りしてしまっている。

Eとしては、Dによる賛成票の勧誘行為(以下「行為1」という)は不当な利益誘導にあたり、「決議の方法が…著しく不公正」(831条1項1号)であることを理由に、総会1の取消の訴えを提起できないか。

(2) 議決権(105条1項3号)は共益権の中心となる非常に重要な権利である。そして、株主総会決議(309条)は株主の総意が反映されるので、その意思は尊重されなければならない。これを前提とすると、「著しく不公正な方法」とは、当該手段を用いたことにより決議において株主の総意が反映されたとはいえない場合をいうと解する。
「手段」とは?

本件でみると、確かに、乙社提案の各議案はいずれも出席した株主の75%の賛成により可決しており、また出席した株主の議決権の数は例年の定時株主総会よりも30%増加している。出席株主の増加により、より多くの議決権が行使されたことは、本件決議1は例年の総会と比べてより株主の総意が反映されたものであるように思える。

しかし、甲社の業績は近年悪化していたにもかかわらず、本件のような役員等の総入れ替えはなされたこともなく、これが行為1がなされた総会1において急に可決されることは不自然である。加えて例年の総会よりも投票率が30%も増加したことも不自然である。

そうすると、行為1以外に株主の役員全員の解任への賛同及び投票率の増加要因となる事情はないのであるから、これは、乙社の行為1による利益誘導により、株主の議決権行使に重大な影響を及ぼしたものとわざるをえない。
賛成票に勧誘すること自体は問題ない

したがって、株主の議決権行使の意思決定は行為1により歪められたものといえ、本件決議1は当該手段を用いたことにより決議が株主の総意が反映されたものとはいえない。

以上より、本件決議1は「決議の方法が…著しく不公正」であり取消原因がある。

(3) Eは「決議の方法が…著しく不公正」(831条1項1号)であることを理由に、総会1の取消の訴えを提起できる。

第3 設問3

1 株式併合の無効の訴えは会社法上の規定がないので（828条参照）、株主総会決議無効確認の訴え（830条2項）及び株主総会決議取消しの訴え（831条）の可否を検討する。

2 総会決議無効確認の訴えについて

（1）丙社は、次のように主張する。

本件株式併合は、丙社の締め出しを目的として、300株以上の株式を有する株主と、それ以外の株主で異なる取り扱いをするものであり、株主平等原則（109条1項）に違反して、「決議の内容が法令に違反する」（830条2項）と主張し、本件決議2の無効の訴えを提起する。

（2）株主平等原則に反するかについては、株式併合の態様をみて不合理な差別といえるか否かで判断する。

これを本件でみると、本件株式併合は、甲社の株式について、300株を1株とする株式の併合を行うものであるが、全株式について一律に一定の割合で併合の対象としている。そのため、本件株式併合の効果は全株主に生じるため、まさに「その有する株式の内容及び数に依じて」平等に取り扱いがなされているといえる。形式上はそうであるが実質はどうかというのが問題の趣旨である

したがって、株式併合の態様をみて不合理な差別とはいえない。

（3）よって、丙社は、本件株式併合が「決議の内容が法令に違反する」とは主張することは認められない。

3 総会決議取消の訴えについて

（1）丙社は次のように主張する。

本件臨時株主総会2(以下「総会2」とする)はAとBとC(以下、Aらという)の議決権行使により丙社の有する甲社株式を1株未満になり、それにより丙社を株主から排除する不当な内容であって、「特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされた」(831条1項3号)のものであると主張して、本件決議2の取消の訴えを提起する。

（2）「特別の利害関係を有する者」とは、決議の結果について他の株主とは共通しない特別の利害関係を有する者をいう。

本件株式併合は、300株を1株とする株式の併合を実施するものである。本件株式併合により丙社のみならずB、Cも株式を有しないことになる。

しかし、本件株式の効力発生後遅滞なくB及びCに対する募集株式の第三者割当てが実施される計画であるため、本件株式併合により丙社のみが締め出されることになった。

したがって、丙社以外の株主であるAらは、他の株主たる丙社と共通しない特別の利益を有するといえる。

よって、Aらは、「特別の利害関係を有する者」にあたる。

(3) では、Aらが本件決議2において議決権を行使したことにより「著しく不当な決議」がなされたといえるか。

「取締役の利益」に限定する理由は？

「著しく不当な決議」とは、株主全体の利益を犠牲にして取締役の利益を図ることを内容とする決議をいう。

これを本件でみると、確かに本件決議2により丙社は甲社の株主としての地位という重要な権利を失うことになった。丙社が甲社の再建に協力した結果、甲社は急速に業績を回復できたという経緯があるが、丙社との資本関係を解消すると今後丙社からの支援は期待できなくなり、これは甲社にとって不利益である。

しかし、ACは丙社が甲社を完全小会社化するとの計画に反対して甲社の独立の維持の方針をとったのは、その方が甲社の企業価値の向上に資すると考えたためであり、株主全体の利益を考慮しての判断であった。そして、Aらによる甲社の独立を維持する案もGが考えていた甲社を丙社の小会社化する案も、甲社の企業価値との関係では客観的にいずれか一方が他方よりも優れているとは言い難く、見解の分かれる問題であった。その上で、Aは甲社の独立を維持する必要があると強く主張しており、これによりGの案もあながちおかしいものではないと考えていたBもAを支持するようになった。

このようなAの行動はいずれも案も株主全体の利益を実現しようとしたものであり、本件計画は株主全体の利益を犠牲にしてAらの利益を図ったものであるとはいえない。

そして株式併合はキャッシュ・アウトの手段として用いることは当初より想定されたものであり、これは法が事前開示手続き(182条の6)、差止請求の制度(182条の3)、反対株主による株式買取請求の制度(182条の4)を準備して、丙のような株式併合により株式をうしなった株主に対する手当を規定していることからもうかがえる。

以上より、本件決議2は株主全体の利益を犠牲にしてAら取締役の利益を図ることを内容とするものではないので、「著しく不当」とはいえない。

(4) したがって、丙の上記の主張は認められない。

以上